

一般貨物自動車運送事業の運賃料金
ダンプ車による土砂等及び雪を運送する運賃料金

適用開始日 2019年 8月 1日

ダンプ車による土砂等及び雪を運送する運賃料金

(北海道運輸局)

2019年8月1日実施

I 距離制運賃率

(単位:円)

キロ程 \ 車種別	2トン車 まで	4トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	12トン車をこえ 2トンを増す車 種までごとに
1 km まで	1,540	1,830	2,400	2,490	2,840	3,040	260
2 "	1,830	2,170	2,850	2,990	3,380	3,620	320
3 "	2,660	3,060	3,940	4,150	4,570	5,010	420
4 "	3,190	3,670	4,710	4,960	5,520	6,000	520
5 "	3,720	4,270	5,490	5,790	6,220	6,970	590
6 "	4,090	4,700	6,020	6,350	6,930	7,660	650
7 "	4,440	5,130	6,560	6,930	7,500	8,360	720
8 "	4,820	5,540	7,110	7,500	8,050	9,030	770
9 "	5,190	5,960	7,650	8,050	8,910	9,720	840
10 "	5,560	6,380	8,180	8,640	9,750	10,410	880
12 "	6,160	7,080	9,090	9,570	10,870	11,550	990
14 "	6,780	7,780	9,970	10,520	11,970	12,680	1,080
16 "	7,380	8,470	10,870	11,460	13,090	13,810	1,190
18 "	7,990	9,160	11,750	12,400	14,200	14,960	1,270
20 "	8,590	9,880	12,630	13,330	15,320	16,090	1,380
22 "	8,980	10,310	13,210	13,940	16,020	16,810	1,440
24 "	9,360	10,750	13,780	14,530	16,710	17,530	1,510
26 "	9,760	11,200	14,340	15,140	17,400	18,270	1,560
28 "	10,140	11,630	14,930	15,730	18,100	18,990	1,630
30 "	10,520	12,090	15,500	16,350	18,790	19,710	1,670
35 "	11,610	13,320	17,080	18,010	20,710	21,730	1,850
40 "	12,680	14,560	18,670	19,690	22,640	23,750	2,040
45 "	13,750	15,790	20,260	21,360	24,550	25,760	2,200
50 "	14,850	17,040	21,850	23,030	26,480	27,790	2,380
50kmをこえ100kmまで 5kmまでを増すごとに	860	1,070	1,310	1,530	1,660	1,900	190
100kmをこえ10kmまで を増すごとに	1,730	2,160	2,600	3,050	3,340	3,780	350

II 諸料金 待機時間料

時間 \ 車種別	2トン車 まで	4トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	12トン車をこえ 2トンを増す車種 までごとに
30分までごとに	1,450	1,660	2,150	2,260	2,590	2,710	230

III 運賃割増率

1. 品目割増

種 別	内 訳	割 増 率
特 殊 物 件	解体廃棄物	2 割

2. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する 場所ならびに自動車道以外の場所に限る。	3 割
---	-----

3. 冬期割増

地 域	期 間	割 増 率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	2 割

4. 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2 割
-----------------	-----

5. 深夜早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	3 割
----------------------	-----

IV 消費税及び地方消費税の加算

運賃料金総額×消費税等に基づく税率

V 距離制運賃料金適用方

(適用区域)

1. この運賃及び料金は、北海道を発地又は着地とする貨物の運送に適用します。

(適用範囲)

2. この運賃及び料金はダンプ車（荷台を原動機に力で傾け積載物を重力で容易にすべりおろす構造のトラック）により運送する土砂等（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第2条第1項に規定されているものに限る）及び雪の運送に適用します。

(運賃料金計算の基本)

3. 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。

(運賃計算の方法)

4. (1)運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といいます。以下同じ）及び運送距離によって運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ）の上限30%、下限10%の範囲内で計算します。
(2)割増率が適用される貨物は基準運賃にその率を乗じた金額を基準運賃に加減したうえで、上限30%、下限10%の範囲内で計算します。

(端数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は次により処理します。
(1)計算した金額が10,000円未満のときは100円未満の端数は100円に切り上げます。
(2)計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。

(キロ程の計算)

6. 運送距離は1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。

ただし、荷送人が、経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(割増率が重複する場合の計算)

7. 2種類以上の割増率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減したうえで計算します。

(運賃計算の特例)

8. (1)積載貨物（貨物の性質上、積み重ねて積載することができない貨物を除きます。）が標記トン数の50%以下のときは、直近下位のトン数の車両の運賃を適用します。
(2)継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両トン数を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両のトン数にかかわらず、当該基準車両のトン数による運賃を適用することができます。

(品目別割増)

9. 貨物が割増品目に該当する場合には所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうち最高の割増率を適用します。

(悪路割増)

10. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離による運賃×0.3

(冬期割増)

- 1 1. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離による運賃×0.2

(休日割増)

- 1 2. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送について、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送距離による運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

- 1 3. 深夜・早朝割増の適用時間（午後 10 時から午前 5 時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.3

(車両留置料)

(待機時間料)

- 1 4. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人または荷受人の責により待機した時間（貨物の積み込み、又は、取卸した時間を含みます。）が発地又は着地ごとに 15 分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1 回の運送において 2 箇所以上で積み込み又は取卸しが行われる場合の作業時間は、それぞれについて合計するものとします。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

- 1 5. (1)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
(2)前号により計算した金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、1 円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

- 1 6. 運賃及び料金の計算は次の順序により行います。

- (1)使用車両及び運送距離による運賃の計算
- (2)割増率及び割引率の適用の計算
- (3)上下それぞれ幅の適用計算
- (4)5 による運賃の端数処理
- (5)諸料金（端数処理を含む）及び実費の計算

(実費負担)

- 1 7. 次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は実費として収受します。

- (1)有料道路利用料
- (2)その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

- 1 8. 荷役機械使用料、積込作業料、取卸後の整理作業等に伴う費用は、実費として収受します。

- 1 9. フェリーボート利用料（自動車航送船利用料）

運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。

{使用車両の航送料（助手に係わる旅客運賃を含む）+航送期間中の固定費

（1 時間当り待機時間料相当額×航送所要時間）}× 2

(その他)

- 2 0. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。